

移住支援金制度

東京23区に在住または通勤している方が銚子市に移住し、
該当する“働き方”をしている方へ支給をします。

●支給額

①単身の場合： 60万円

②世帯の場合： 100万円

(子どもと一緒に移住の場合： 100万円加算)

●交付対象者

① 東京23区内に在住 または 神奈川県・東京都・埼玉県
(各都県の条件不利地域を除く) に在住し、東京23区内
へ通勤・通学している



上記①の在住または通勤・通学の期間は
② 住民票を移す直前に連続して1年以上である



上記①の在住または通勤・通学の期間は
③ 直前10年のうち、通算5年以上である



④ 申請時点で、転入後3ヶ月～1年以内である



⑤ 申請日から5年以上継続して居住する意思がある



⑥ 移住後、裏面のAからDのいずれかの働き方に当てはまる